

○環境省令第五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、自然公園法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月十四日

環境大臣 山口 壮

自然公園法施行規則の一部を改正する省令

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

	改 正	後	改 正	前
目次			目次 (新設)	
第一章 公園計画（第一条）			第一章 公園事業（第一条—第九条）	
第二章 保護及び利用（第九条の二—第十五条の三）			第二章 保護及び利用（第九条の二—第十五条の三）	
第三章 生態系維持回復事業（第十五条の四—第十五条の九）			第三章 生態系維持回復事業（第十五条の四—第十五条の九）	
第三章の二 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第十五条の二—第十五条の十四）			(新設)	
第四章 風景地保護協定及び公園管理団体（第十五条の十五—第十五条の十九）			第四章 風景地保護協定及び公園管理団体（第十五条の十一—第十五条の十三）	
第五章 雜則（第十六条—第二十条）			第五章 雜則（第十六条—第二十条）	
附則			附則 (新設)	
第一章 公園計画			第一章 公園事業（第一条—第九条）	
第一条 自然公園法（昭和三十二年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第八条の二第一項及び第三項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げる事項を記載した書面とする。			第二章 保護及び利用（第九条の二—第十五条の三）	
一 法第八条の二第一項又は第三項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を行う協議会（法第十六条の二第一項、第十六条の七第一項、第四十二条の二第一項又は第四十二条の三第一項に規定する協議会をいう。以下この条において同じ。）を組織した市町村又は都道府県			第三章 生態系維持回復事業（第十五条の四—第十五条の九）	

二 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

三 提案の理由

2 環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園計画の変更又は公園計画の変更に係る申出に關し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る国立公園若しくは国定公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第一章の二 公園事業

(公園事業の決定等の提案に係る添付書類)

第一条の二 法第九条の二第一項に規定する環境省令で定める書類

は、次の各号に掲げるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書面

イ 法第九条の二第一項の規定による提案（以下この項及び次項において「提案」という。）を行う協議会を組織した市町

村又は都道府県

ロ 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

ハ 提案の理由

二 当該国立公園事業の概要を記載した書面

2 環境大臣は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園事業の決定又は変更に關し必要があると認めるときは、当該提

(新設)

第一章 公園事業

案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る国立公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

3 第一項の規定は法第九条の二第三項において準用する同条第一項に規定する環境省令で定める書類について、前項の規定は法第九条の二第三項において準用する同条第一項の規定による提案について準用する。この場合において、第一項第一号イの規定中「法第九条の二第一項」とあるのは「法第九条の二第三項において準用する同条第一項」と、「市町村又は都道府県」とあるのは「市町村」と、同項第二号中「国立公園事業」とあるのは「国定公園事業」と、前項中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国立公園」とあるのは「国定公園」と読み替えるものとする。

(国立公園事業の執行の協議又は認可)

[第一条の三] 法第十条第二項の協議又は同条第三項の認可は、公園施設ごとに協議し、又は認可を受けるものとする。

(国立公園事業の執行の協議又は認可の申請)

第二条 法第十条第四項の執行の協議又は認可の申請は、書面を提出する方法又は電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一年）第六条第

(国立公園事業の執行の協議又は認可)

[第一条] 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号。以下「法」という。）第十条第二項の協議又は同条第三項の認可は、公園施設ごとに協議し、又は認可を受けるものとする。

(国立公園事業の執行の協議又は認可の申請)

第二条 法第十条第四項の執行の協議又は認可の申請は、書面を提出する方法又は電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一年）第六条第

一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法をもつて行うものとする。

2 (略)

3 法第十条第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する国立公園事業にあつては、第七号、第八号及び第十一号に掲げる書類を、公共団体が執行する公園施設に関する国立公園事業にあつては、第一号、第二号、第六号から第八号まで、第十一号及び第十二号に掲げる書類を除くとともに、行為の規模が大きいため、第三号から第五号まで及び第十号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

1・2 (略)

三 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地
形図

四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真

五 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺千分の一程度の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図及び意匠配色図並びに事業区域内にあ

2 (略)

3 法第十条第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する国立公園事業にあつては、第七号、第八号及び第十一号に掲げる書類を、公共団体が執行する公園施設に関する国立公園事業にあつては、第一号、第二号、第六号から第八号まで及び第十二号に掲げる書類を除く。

1・2 (略)

三 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地
形図

四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

五 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺千分の一以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画

る公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一程度の配置図

六 (略)

七 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

八 工事の施行を要する場合にあつては、事業資金を調達することができるることを証する書類

九 (略)

十 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一程度の図面

十一～十三 (略)

4| 環境大臣は、前項各号に掲げるもののほか、法第十条第二項の協議又は同条第三項の認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができ

る。

5| 前二項の書類の添付については、第一項の規定の例による。

(変更の協議又は認可を要しない軽微な変更)

第三条 法第十条第六項ただし書に規定する環境省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一以上の配置図

六 (略)

七 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができるることを証する書類

八 事業資金を調達することができるることを証する書類

九 (略)

十 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面

十一～十三 (略)

(新設)

4| 前項の書類の添付については、第一項の規定の例による。

(変更の協議又は認可を要しない軽微な変更)

第三条 法第十条第六項ただし書に規定する環境省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第十条第四項第一号又は第五号に掲げる事項の変更（ただし、第五号に掲げる事項の変更につては、令第一条第三号に掲げる宿舎に関する国立公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除く。）

二 前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項の変更（ただし、第一号に掲げる事項の変更につては公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）

（削る）

（削る）

（国立公園事業の内容の変更の協議又は認可の申請）

第四条 （略）

2 （略）

環境大臣は、前項に定めるもののほか、法第十条第六項の協議

又は認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

（承継の協議又は承認の申請）

第六条 法第十二条第一項の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出するものとする

一 法第十条第四項第一号に掲げる事項

二 公園施設の管理又は経営を委託する場合につては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人につてはその代表者の氏名

三 公園施設の供用期間が通年でない場合につては、その供用期間

四 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合につては、その標準的な額

五 第十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項
（国立公園事業の内容の変更の協議又は認可の申請）

第四条 （略）

2 （略）

（新設）

環境大臣は、前項に定めるもののほか、法第十条第六項の協議又は認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

（承継の協議又は承認の申請）

第六条 法第十二条第一項の規定による承継の協議をしようとする者は、承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載

。

一 謙渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 公園施設の種類

三 公園施設の管理又は経営の方法

四 国立公園事業を譲渡しようとする年月日

五 国立公園事業を譲渡しようとする理由

2|| 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し

二 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

三 第二条第三項第三号、第四号及び第十二号に掲げる書類

四 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について
収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公
園施設を適切に管理又は経営することができるることを証する書
類

五 令第一条第三号に掲げる宿舎に関する国立公園事業であつて
、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する
仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執

した協議書又は申請書を環境大臣に提出するものとする。

一 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその国立公園事業の全部を承継する法人（以下「合併法人等」という。）の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 国立公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

（新設）

三 公園施設の種類

四 合併又は分割した年月日

五 合併又は分割した理由

行による国立公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした

六 謙渡及び謙受けに係る謙渡人及び謙受人の意思の決定を証する書類

3| 法第十二条第二項の規定による承継の協議をしようとする者は承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を環境大臣に提出するものとする。

- 一 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその国立公園事業の全部を承継する法人（以下「合併法人等」という。）の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 二 国立公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三 公園施設の種類

四 合併又は分割した年月日

五 合併又は分割した理由

4| (略)

5| 法第十二条第三項の規定による相続の承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一～三 (略)

6| (略)

(国定公園事業に関する規定の準用)

第九条 第一条の三及び第二条の規定は、法第十六条第二項の協議及び

(新設)

2| (略)

3| 法第十二条第二項の規定による相続の承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一～三 (略)

4| (略)

(国定公園事業に関する規定の準用)

第九条 第一条及び第二条の規定は、法第十六条第二項の協議及び

及び同条第三項の認可について、第三条から第五条まで、第六条第三項及び第四項並びに第七条の規定は法第十六条第二項の協議をした者について、第二条から第七条までの規定は法第十六条第三項の認可を受けた者について、前条の規定は法第十六条第三項の認可について準用する。この場合において、第一条の三、第二条、第四条、第六条及び第七条中「国立公園事業」とあるのは「国定公園事業」と、第二条第一項中「法第十条第四項の執行の協議又は認可」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十条第四項の執行の協議又は認可」と、第二条第二項中「法第十条第四項第六号」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十条第四項第六号」と、同条第三項中「法第十条第五項」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十条第五項」と、「公共団体」とあるのは「都道府県以外の公共団体」と、「同項第九号及び第六条第二項第五号中「国立公園の」とあるのは「国定公園の」と、第二条第四項、第四条から第六条まで中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第三条第一項中「法第十条第六項ただし書」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十条第六項ただし書」と、同項第一号中「法第十条第四項第一号又は第五号」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十条第四項第一号又は第五号」と、第四条第一項中「法第十条第七項」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十条第七項」と、同条第二項中「法第十条第八項にお

同条第三項の認可について、第三条から第五条まで、第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定は法第十六条第二項の協議をした者について、第三条から第七条までの規定は法第十六条第三項の認可を受けた者について、第八条の規定は法第十六条第三項の認可について準用する。この場合において、第一条、第二条、第四条、第六条及び第七条中「国立公園事業」とあるのは「国定公園事業」と、第二条第三項中「公共団体」とあるのは「都道府県以外の公共団体」と、第五条及び第六条中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

いて準用する同条第五項」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十条第八項において準用する同条第五項」と、同条第三項中「法第十条第六項」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十条第六項」とあるのは「法第十六条第四項に
おいて準用する法第十条第六項」と、第五条中「法第十条第九項」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十条第九項」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十条第九項」と、第六条第一項中「法第十二条第一項」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十二条第一項」とあるのは「法第十三条第一項」と、第七条第一項中「法第十三条」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十二条第二項」と、同条第五項中「法第十二条第三項」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十二条第三項」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十二条第三項」とあるのは「法第十三条」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十三条」と、第八条第一項中「法第十四条第二項」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十四条第二項」と読み替えるものとする。

(国立公園における協議会の公表)

第九条の二 法第十六条の二第四項の規定による公表は、次の各号

に掲げる事項について行うものとする。

一 協議会（法第十六条の二第一項に規定する協議会をいう。第九条の四及び九条の六において同じ。）の名称及び構成員の氏名又は名称

二 協議の対象となる利用拠点区域

(新設)

2 法第十六条の二第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(国立公園における利用拠点整備改善計画の認定の申請)

第九条の三 法第十六条の三第一項の規定による認定の申請（以下この条において「認定の申請」という。）をしようとする者は、

様式第一による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第一号及び第二号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

一 計画区域の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地図

二 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真

三 法第十条第二項の協議又は同条第三項の認可を要する法第十六条の三第二項第四号に規定する利用拠点整備改善事業（以下の条及び次条において「利用拠点整備改善事業」という。）に関する次に掲げる書類（運輸施設に関する国立公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはイに掲げる書類、公共団体が執行する公園施設に関する国立公園事業に係る利用拠点整備

(新設)

改善事業にあつてはイに掲げる書類のうち第二条第三項第三号及び第四号に掲げる書類に限る。）

イ 第二条第三項第一号から第四号まで、第六号、第十二号及び第十三号に掲げる書類

ロ 公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

四 法第十条第六項の協議又は認可を要する利用拠点整備改善事業に関する第二条第三項第三号及び第四号に掲げる書類並びに国立公園事業の変更に係る前号イ及びロに掲げる書類（同項第三号及び第四号に掲げる書類を除く。）

五 法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可を要する利用拠点整備改善事業に関する第十条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

六 法第三十三条第一項の規定による届出をする利用拠点整備改善事業に関する第十条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

3 環境大臣は、前項各号に掲げるもののほか、法第十六条の三第四項の規定による認定に關し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が法第十六条の三第四項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

4 認定の申請は、書面を提出する方法又は電子情報処理組織を使用する方法をもつて行うものとする。

(国立公園における利用拠点整備改善計画の記載事項)

第九条の四 利用拠点整備改善事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 法第十六条の三第二項第八号に規定する環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 利用拠点整備改善計画の名称

二 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

三 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制

四 法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該許可を要する行為に係る第十条第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる事項

五 法第三十三条第一項の規定による届出をする利用拠点整備改善事業にあつては、当該届出をする行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

六 その他参考となるべき事項

(国立公園における認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表)

第九条の五 法第十六条の三第六項（法第十六条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(新設)

(国立公園における利用拠点整備改善計画の軽微な変更)

第九条の六 法第十六条の四第一項ただし書に規定する環境省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一 利用拠点整備改善事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所

又は法人の代表者の氏名の変更

二 利用拠点整備改善事業の実施時期の変更

三 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更

四 第三条各号に掲げる変更

五 計画期間の変更

六 前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が法第十六条の三第四項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

(国定公園における協議会の公表)

第九条の七 第九条の二の規定は、法第十六条の七第三項において

準用する法第十六条の二第四項の規定による公表について準用する。この場合において、第九条の二第一項第一号中「法第十六条の二第一項に規定する協議会をいう。第九条の四及び九条の六において同じ」とあるのは「法第十六条の七第一項に規定する協議会をいう。第九条の九及び第九条の十一において同じ」と読み替えるものとする。

(国定公園における利用拠点整備改善計画の認定の申請)

(新設)

第九条の八

法第十六条の七第三項において準用する法第十六条の三第一項の規定による認定の申請（以下この条において「認定の申請」という。）をしようとする者は、様式第二による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 第九条の三第二項第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類

二 法第十六条第二項の協議又は同条第三項の認可を要する法第十六条の七第三項において準用する法第十六条の三第二項第四号に規定する利用拠点整備改善事業（以下この条及び次条において「利用拠点整備改善事業」という。）に関する次に掲げる書類（運輸施設に関する国定公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはイに掲げる書類、都道府県以外の公共団体が執行する公園施設に関する国定公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはイに掲げる書類のうち第九条において準用する第二条第三項第三号及び第四号に掲げる書類に限る。）

イ 第九条において準用する第二条第三項第一号から第四号まで、第六号、第十二号及び第十三号に掲げる書類

ロ 公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

（新設）

三 法第十六条第四項において準用する法第十条第六項の協議又は認可を要する利用拠点整備改善事業に関する第九条において準用する第一条第三項第三号及び第四号に掲げる書類並びに前号イ及びロに掲げる書類（同項第三号及び第四号に掲げる書類を除く。）

3 第九条の三第三項の規定は法第十六条の七第三項において準用する法第十六条の三第一項の規定による認定について、第九条の三第四項の規定は法第十六条の七第三項において準用する法第十一条の三第一項の規定による認定の申請について準用する。この場合において、第九条の三第三項中「環境大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

（国定公園における利用拠点整備改善計画の記載事項）

第九条の九 第九条の四の規定は、法第十六条の七第三項において準用する法第十六条の三第二項第八号に規定する環境省令で定める事項について準用する。

（国定公園における認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表）

第九条の十 第九条の五の規定は、法第十六条の七第三項において準用する法第十六条の三第六項（法第十六条の七第三項において準用する法第十六条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表について準用する。

（国定公園における利用拠点整備改善計画の軽微な変更）

（新設）

第九条の十一

(新設)

第九条の六の規定は、法第十六条の七第三項において準用する法第十六条の四第一項ただし書に規定する環境省令で定める軽微な変更について準用する。この場合において、第九条の六第四号中「法第十条第二項若しくは第六項の協議、同条第三項若しくは第六項の認可又は同条第九項」とあるのは「法第十六条第二項若しくは第十六条第四項において準用する法第十条第六項の協議、法第十六条第三項若しくは第十六条第四項において準用する法第十条第六項の認可又は法第十六条第四項において準用する法第十条第九項」と、「法第十条第四項第五号に掲げる事項の変更並びに第三条第二号」と、「法第十条第四項第五号に掲げる事項の変更並びに第三条第二号」とあるのは「法第十六条第四項において準用する法第十条第四項第五号に掲げる事項の変更並びに第九条において準用する第三条第二号」と、同条第六号中「法第十六条の三第四項各号」とあるのは「法第十六条の七第三項において準用する法第十六条の三第四項各号」と読み替えるものとする。

第二章 保護及び利用

(特別地域の区分)

第九条の十二 (略)

(特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内における行為の許可申請書)

第十条 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添えなければならぬ。ただし、行為の規模が大きいため、次の各号に掲げる縮尺

(新設)

第二章 保護及び利用

(特別地域の区分)

第九条の二 (略)

(特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内における行為の許可申請書)

第十条 (略)

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添えなければならぬ。ただし、行為の規模が大きいため、次の各号に掲げる縮尺

の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

- 一 行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図
- 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真

三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図

四 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一程度の図面

3|| 環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げるもののほか、

法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可に関し必要があると認めるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

4|・5| (略)

(特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の行為の許可基準)

第十一條 法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び

第二十二条第三項第一号に掲げる行為（仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖

一 行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

- 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

四 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

(新設)

3|・4| (略)

(特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の行為の許可基準)

第十一條 法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び

第二十二条第三項第一号に掲げる行為（仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖

房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。第二十条第九号イ(5)において同じ。)を含む。以下同じ。)の新築、改築又は増築に限る。)に係る法第二十条第四項、第二十一条第四項及び第二十二条第四項の環境省令で定める基準(以下この条において「許可基準」という。)は、次のとおりとする。ただし、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築(以下「既存建築物の改築等」という。)であつて、第一号、第五号及び第六号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

一〇六 (略)

2・3 (略)

4 法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十

二条第三項第一号に掲げる行為(集合別荘(同一棟内に独立して別荘(分譲ホテルを含む。)の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下同じ。)、集合住宅(同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下同

房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。第二十条第六号イ(5)において同じ。)を含む。以下同じ。)の新築、改築又は増築に限る。)に係る法第二十条第四項、第二十一条第四項及び第二十二条第四項の環境省令で定める基準(以下この条において「許可基準」という。)は、次のとおりとする。ただし、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築(以下「既存建築物の改築等」という。)であつて、第一号、第五号及び第六号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

一〇六 (略)

2・3 (略)

4 法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十

二条第三項第一号に掲げる行為(集合別荘(同一棟内に独立して別荘(分譲ホテルを含む。)の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下同じ。)、集合住宅(同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下同

じ。) 若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすることと若しくは一時的に使用されることを目的とした建築物が一棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前三項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第一項第二号から第五号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

一〇五

（略）

六 総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。）の和をいう。第六項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に掲げる延べ面積をいう。第十四条第一号イにおいて同じ。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

第二種特別地域	二十パーセント以下	四十パーセント以下
---------	-----------	-----------

じ。) 若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすることと若しくは一時的に使用されることを目的とした建築物が一棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築（建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前三項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第一項第二号から第五号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

一〇五

（略）

六 総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。）の和をいう。第六項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に掲げる延べ面積をいう。第十四条第一号イにおいて同じ。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

第二種特別地域	二十パーセント以下	四十パーセント以下
---------	-----------	-----------

第三種特別地域	二十パーセント以下	六十パーセント以下
---------	-----------	-----------

七〇十一（略）

5〇9（略）

10 法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号に掲げる行為（屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第三号及び第四号並びに前項第一号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一（略）

二 申請に係る場所が、法第二十条第三項又は第二十一条第三項の許可を受けて木竹の伐採が行われた後、五年を経過していない場所でないこと。ただし、木竹の伐採が僅少である場合は、この限りでない。

三〇十一（略）

（略）

11 法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号並びに前項第二号、第八号及び第十号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一・二（略）

12 法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又

第三種特別地域	二十パーセント以下	六十パーセント以下
---------	-----------	-----------

七〇十一（略）

5〇9（略）

10 法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第三号及び第四号並びに前項第一号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一（略）

（新設）

二〇十（略）

（略）

11 法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号並びに前項第七号及び第九号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一・二（略）

12 法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又

は増築であつて、土地に定着させるものに限る。) に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号、第十項第二号及び第八号並びに前項第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 (略)

二 第四項第七号、第九号及び第十号並びに第十項第十号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

イヽハ (略)

三・四 (略)

13 法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号に掲げる行為(前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第一項第一号及び第六号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 照明装置を用いて特別保護地区、特別地域又は海域公園地区内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについては、次に掲げる基準に適合すること。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの又は病害虫の防除のために行われるものは、この限りでない。

は増築であつて、土地に定着させるものに限る。) に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号、第十項第七号並びに前項第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 (略)

二 第四項第七号、第九号及び第十号並びに第十項第九号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

イヽハ (略)

三・四 (略)

13 法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号に掲げる行為(前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第一項第一号及び第六号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

(新設)

イ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

ロ 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。

ハ 当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。

ニ 動光又は点滅を伴うものでないこと。

ホ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

ヘ 特別保護地区内の森林又は河川その他の自然物について行うものでないこと。

14
18
(略)

19 法第二十条第三項第五号に掲げる行為及び法第二十一条第三項第一号に掲げる行為（法第二十条第三項第五号に掲げる行為に限る。）に係る法第二十条第四項及び第二十一条第四項の環境省令で定める基準は、第十一項第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 特別保護地区又は次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること若しくは学術調査の結果等により、特別保護地区に準ずる取扱いが現に行われ、若しくは行われることが必要であると認めら

14
18
(略)

19 法第二十条第三項第五号に掲げる行為及び法第二十一条第三項第一号に掲げる行為（法第二十条第三項第五号に掲げる行為に限る。）に係る法第二十条第四項及び第二十一条第四項の環境省令で定める基準は、第十一項第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 特別保護地区又は次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること若しくは学術調査の結果等により、特別保護地区に準ずる取扱いが現に行われ、若しくは行われることが必要であると認めら

れるものに支障を及ぼすおそれがないものであること。ただし、基準日においてこれらの地域において法第二十条第三項又は第二十一条第三項の規定による許可を受け、又は法第二十条第六項又は第二十一条第六項の規定による届出をして現に行われているものであり、かつ、従来の行為の規模を超えない程度で行われるものにあつては、この限りでない。

イヽハ (略)

21 20

法第二十条第三項第七号に掲げる行為並びに法第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号に掲げる行為（法第二十条第三項第七号に掲げる行為に限る。）に係る許可基準は、次のいずれかとする。

一 所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものにあつては、当該広告物等（広告物その他これに類する物又は広告その他これに類する物をいう。以下同じ。）が次に掲げる基準に適合するものであること。

イヽハ (略)

二 光源を用いる広告物等にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

れるものに支障を及ぼすおそれがないものであること。ただし、基準日においてこれらの地域において法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の規定による許可を受け、又は法第二十条第六項、第二十一条第六項又は第二十二条第六項の規定による届出をして現に行われているものであり、かつ、従来の行為の規模を超えない程度で行われるものにあつては、この限りでない。

イヽハ (略)

21 20

法第二十条第三項第七号に掲げる行為並びに法第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号に掲げる行為（法第二十条第三項第七号に掲げる行為に限る。）に係る許可基準は、次のいずれかとする。

一 所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものにあつては、当該広告物等（広告物その他これに類する物又は広告その他これに類する物をいう。以下同じ。）が次に掲げる基準に適合するものであること。

イヽハ (略)

二 光源を用いる広告物等にあつては、光源（光源を内蔵するものにあつては表示面）が白色系のものであること。

(1) 照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。

(2) 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。

(3) 動光又は点滅を伴うものでないこと。

ホ (削る)

ホ (略)

二 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行つてゐる場所へ誘導するために行われるものにあつては、前号ニからホまでの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

イヽホ (略)

三 指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあつては、第一号ニからホまで及び前号ニの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

イヽハ (略)

四 広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、第一号ホ及び前号ハの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

ホ 動光又は光の点滅を伴うものでないこと。

ヘ (略)

二 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行つてゐる場所へ誘導するために行われるものにあつては、前号ニからヘまでの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

イヽホ (略)

三 指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあつては、第一号ニからヘまで及び前号ニの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

イヽハ (略)

四 広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、第一号ヘ及び前号ハの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

イヽハ (略)

五 (略)

22
～
29 (略)

30|| 令第三条に規定する行為及び令第四条に規定する行為に係る法
第二十条第四項及び第二十一条第四項の環境省令で定める基準は
、次のいずれかとする。

一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成するこ
とができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のい
ずれかに適合するものであること。

イ 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。

ロ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持
上支障を及ぼすおそれがないものであること。

二 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもので
あること。

31| 法第二十一条第三項第二号、第七号及び第九号に掲げる行為に
係る同条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日
常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除、
防災若しくは景観の維持その他森林若しくは野生動植物の保護
管理のために行われるもの又は測量のために行われるものであ
つて、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を
達成することができないと認められるものであること。

イヽハ (略)

五 (略)

22
～
29 (新設)

30| 法第二十一条第三項第二号、第七号及び第九号に掲げる行為に
係る同条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 第二十五項第一号に掲げる基準に適合するものであること。

二 (略)

32 法第二十一条第三項第三号及び第八号に掲げる行為に係る同条

第四項の環境省令で定める基準は、次のいずれかとする。

一～三 (略)

33 (略)
38 (略)

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第十二条 法第二十条第九項第五号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にあつて、かつ、その水平投影面積が千平方メートル以下である炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が千平方メートル以下であるものに限る。）。

五～十の二 (略)

十の三 野生鳥獣の保護増殖のための巣箱、給じ台、給水台等を設置すること。

十の四～十の六 (略)

十の七 電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作

二 (略)

31 法第二十一条第三項第三号及び第八号に掲げる行為に係る許可

基準は、次のいずれかとする。

一～三 (略)

32 (略)
37 (略)

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第十二条 法第二十条第九項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。

十の三 巣箱、給じ台、給水台等を設置すること。

十の四～十の六 (略)

十の七 電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作

物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が二メートル以下であるものに限る。）すること。

十の八 既存の電線、電話線若しくは通信ケーブル（以下「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

十の九 既存の電線等に付帯する工作物を新築、改築又は増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

十の十 変圧器その他の電柱に付帯する設備を改築又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。

十の十一 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線又は通信ケーブル並びに引込みに要する設備を設置すること。

十の十 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

十の十一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等（以下この条及び第十三条において「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。

十の十二 野生鳥獣による人、家畜、農作物、森林又は生態系に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。）すること。

十の八 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲（径の変更を除く。）で張り替えること（色彩の変更を伴わないものに限る。）。

十の九 電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

築すること。

十の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物（以下この条及び第十三条において「特定外来生物」という。）の防除又は保安の目的で、カメラを設置すること。

十の十四 環境大臣が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色彩及び形態が、国立公園又は国定公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、環境大臣が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置すること。

十の十五 国立公園にあつては環境省、国定公園にあつては都道府県が、公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

（新設）

十一 （略）

十二 自家用のために木竹（法第二十条第三項第十一号の環境大臣が指定する植物（以下「採取等規制植物」という。）であるものを除く。）を採伐（塊状採伐を除く。）すること。

十一 （略）

十二 自家用のために木竹を採伐（塊状採伐を除く。）すること。

十二の二 生業の維持のため、必要な範囲内で竹（高さが五十七セ

十の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物（以下この条及び第十三条において「特定外来生物」という。）の防除の目的で、カメラを設置すること。

（新設）

（新設）

ンチメートル以内のものに限る。) を伐採すること。

十二の三 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹

(高さが三メートル以内のものに限る。) を伐採すること。

十三・十四 (略)

十五 森林の保育のために下刈し、つる切し、又は間伐すること。

と。

十五の二 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

十五の三 道路(主として歩行者の通行の用に供するものを除く。)、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

十六 (略)

十六の二 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

十六の三 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

十七 削除

十七の二 (略)
十七の三 自家用のために木竹(採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。)を損傷すること。

十七の四～十七の十一 (略)

(新設)

十三・十四 (略)

十五 森林の保育又は電線路の維持のために下刈し、つる切し、又は間伐すること。

(新設)

十六 (略)

十六の二 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

(新設)

十七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

十七の二 (略)

十七の三 自家用のために木竹を損傷すること。

十七の四～十七の十一 (略)

十七の十二 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十二 國立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものと含む。）を損傷すること。

十七の十三 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十三 國立公園の区域のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区（以下「国指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。

十七の十四 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十四 國定公園の区域のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき都道府県知事が指定する鳥獣保護区（以下「都道府県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第二十八条の二第一項の規定により都道府県が行う保全事業又は同条第四項の規定により都道府県知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。

十七の十五 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に

十七の十五 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第二条第三項に規定する環境

対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十六 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行いうるために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

十七の十七 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行いうために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十六 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

十七の十七 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に對処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

（削る）

十七の十八 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行いうために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

十七の十九 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行いうために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十八の二十五 （略）

十八の二十五 （略）

二十六 森林又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、

教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十六 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を

又は設置すること。

二十六の二 (略)

二十六の二の一 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(削る)

二十六の三～二十六の十二 (略)

二十七 宅地内において採取等規制植物を採取し、又は損傷すること。

二十七の二 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

二十六の三～二十六の十一 (略)

二十七 宅地内にある植物で、法第二十条第三項第十一号の規定により環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。

二十七の二 国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る植物であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものも含む。）を採取し、又は損傷すること。

二十七の二の一 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

二十七の二の二 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

掲出し、又は設置すること。

二十六の二 (略)

二十六の二の一 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(新設)

二十七の二の四 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である

（新設）

植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。

二十七の三 農業を営むために法第二十条第三項第十二号の規定により環境大臣が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと（同号の環境大臣が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。）。

二十七の四～二十七の八 （略）

（削る）

二十七の九 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の九 国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る動物であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものも含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の十 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を

二十七の十 国立公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の

捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

(削る)

適正化に関する法律第九条第一項の規定による環境大臣の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の十の二 国立公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定により都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により都道府県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

二十七の十の三 国立公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第五項の規定により環境省が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により環境省から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

二十七の十の四 国立公園の区域のうち国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第四項において読み替えて準用する同法第七条第六項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た指定管理鳥獣捕獲等事業又は当該指定管理鳥獣捕獲等事業の全部又は一部であつて同法第十四条の二第七項の規定により都道府県から委託を受けたものとして鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

二十七の十一 遭難者の救助に係る業務を行うために犬 (法第二十条第三項第十四号の環境大臣が指定するものに限る。以下こ

の条において同じ。)を放つこと。(同号の環境大臣が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。)。

二十七の十二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をすること。

二十七の十三 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるものの。

イ 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

ロ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐため犬を放つこと。

(削る)

二十七条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七条の十二 国立公園の区域のうち都道府県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第五項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七条の十三 國定公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による都道府県知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七条の十三の二 國定公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定により都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により都道府県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

二十七条の十三の三 國定公園において鳥獣の保護及び管理並びに

二十七の十四 家畜を係留放牧すること（法第二十条第三項第十

四号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第五項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

二十七の十四 国定公園の区域のうち都道府県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により都道府県知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の十四の二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十七の十五 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

二十七の十六 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。

二十七の十七 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（法第二十条第三項第十四号の環境大臣が指定するものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと（法第二十条第三項第十四号の環境大臣が指定する区域内において放つものに限る。以下の条において同じ。）。

（削る）

（削る）

（削る）

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

二十八～二十九の十二
二十九の十三 削除

(略)

二十七の十七の二 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

二十七の十八 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をすること。

二十七の十九 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

二十七の二十 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をすること。

二十七の二十一 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの。

イ 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

ロ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐため犬を放つこと。

二十七の二十二 家畜を係留放牧すること（法第二十条第三項第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

二十八～二十九の十一 (略)

二十九の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に

関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するため立ち入ること。

二十九の十四～二十九の三十　（略）

二十九の三十一　公園管理団体が行う法第五十条第一項各号及び

第二項各号に掲げる業務のために必要な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が十四日前までに国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事に提出されたものを行うこと。

二十九の三十二　国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十条

第一項の規定による環境大臣の許可に係る行為として、法第二十条第三項各号に掲げるものを行うこと。

二十九の三十三　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等（次

条において「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な行為として、法第二十条第三項各号に掲げるものを行うこと。

二十九の三十四

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止

に関する法律第三章の規定による防除の実施のために必要な行為として、法第二十条第三項各号に掲げるものを行うこと。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

二十九の三十五　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項から第五項までの規定による保全

（新設）

事業の実施のために必要な行為として、法第二十条第三項各号に掲げるものを行うこと。

二十九の三十六 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定により、国立公園にあつては環境大臣の許可、国定公園にあつては都道府県知事の許可に係る行為として、法第二十条第三項各号に掲げるものを行うこと。

二十九の三十七 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、法第二十条第三項各号に掲げるものを行うこと。

三十・三十一（略）

（特別保護地区内における許可又は届出を要しない行為）

第十三条 法第二十一条第八項第五号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 前条第六号の三、第九号、第十号の四、第二十二号の二、第二十二号の四、第二十二号の八から第二十二号の十一まで、第二十四号（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府・建設省令第三号）の規定によるものに限る。）、第二十六号、第二十七号の二の四、第二十七号の八から第二十七号の十まで、第二十七号の十二、第二十九号から第二十九号の十二まで、第二十九号の十四から第二十九号の十八まで、第二十九号の二十九又は第二十九号の三十一に掲げる行

（新設）

三十・三十一（略）

（特別保護地区内における許可又は届出を要しない行為）

第十三条 法第二十一条第八項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 第十二条第六号の三、第九号、第十七号、第二十二号の二、第二十二号の四、第二十二号の八から第二十二号の十一まで、第二十四号（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府・建設省令第三号）の規定によるものに限る。）、第二十六号、第二十六号の二の二、第二十七号の二、第二十七号の八から第二十七号の十まで、第二十七号の十二、第二十七号の八から第二十七号の十四まで、第二十七号の十五、第二十七号の十六、第二十九号から第二十九号の十八まで又は第二十九号の

為

(削る)

二 危険な木竹を伐採すること。

(削る)

三 危険な木竹を損傷すること。
四 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十九に掲げる行為

一の二 認定保護増殖事業等の実施のために巣箱、給餌台若しくは給水台等又はカメラを設置すること。

一の三 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を損傷すること。

二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

二の二 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二の三 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を植栽すること。

三 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

四 国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可を受け捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

五 国立公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に

五 削除

に関する法律第九条第一項の規定による環境大臣の許可を受けて捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

六 削除

七 削除

八 削除

九 削除

六 国立公園の区域のうち国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

七 国立公園の区域のうち都道府県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第五項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

八 国定公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けて捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

九 国定公園の区域のうち都道府県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により都道府県が行う保全事業又は同条第四項の規定により都道府県知事に協議しその同意を得た、若し

くは協議した保全事業として捕獲した鳥獣又は採取した鳥類の卵を当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。

十 (略)

十の二 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの。

イ 警察犬その他これと同等と認められるものを、その目的の

ために放つこと。

ロ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためには犬を放つこと。

(削る)

(削る)

十の三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

十の四 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をすること。

十の五 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの。

イ 警察犬その他これと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

ロ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐた

十 (略)

十の二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をすること。

十一～十四 (略)

(削る)

十五 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務を行うために必要な範囲内で植物（木竹を除く。）を損傷すること。

めに犬を放つこと。
十一～十四 (略)
十四の二 認定保護増殖事業等の実施のために木竹以外の植物を採取し、又は損傷すること。

十五 国、地方公共団体又は次に掲げる者が、特定外来生物である木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。

イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第十八条第二項の規定により主務大臣より認定を受けた者
ロ 特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものに限る。）に参加した者

十六 魚介類（法第二十条第三項第十三号の環境大臣が指定するものを除く。）を捕獲し、又は殺傷すること。

(削る)

十六の二 認定保護増殖事業等の実施のために木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

十六の二 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十七 国、地方公共団体又は次に掲げる者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること（わなの設置を伴わない方法により行われるものに限る。）。

イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第十八条第二項の規定により主務大臣より認定を受けた者

十七 削除

口 特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものに限る。）に参加した者

十八ヶ二十六 （略）

二十七 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされてい
る遭難者を救助するための業務、犯罪の予防若しくは捜査その
他の公共の秩序を維持するための業務又は交通の安全を確保す
るために業務を行うために車馬を使用すること。

二十八 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされてい
る遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処
するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の防止又は捜査そ
の他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保す
るために業務、水路業務その他これらに類する業務を行うため
に動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

（新設）

二十九 国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の
保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に
係る行為として、法第二十一条第三項各号に掲げるものを行う
こと。

（新設）

三十 認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、法

第二十一条第三項各号に掲げるものを行うこと。

三十一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する

（新設）

二十七 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされてい
る遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処
するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の防止又は捜査そ
の他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保す
るために業務、水路業務その他これらに類する業務を行うため
に動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

法律第三章の規定による防除の実施のために必要な行為として、法第二十一条第三項各号に掲げるものを行うこと。

三十二 烏獸の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項から第五項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、法第二十一条第三項各号に掲げるものを行うこと。

三十三 烏獸の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定により、国立公園にあっては環境大臣の許可、国定公園にあっては都道府県知事の許可に係る行為として、法第二十一条第三項各号に掲げるものを行うこと。

三十四 国立公園において鳥獸の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第五項の規定により環境省が実施する指定管理鳥獸捕獲等事業又は同条第七項の規定により環境省から委託を受けた指定管理鳥獸捕獲等事業による指定管理鳥獸の捕獲に伴う行為として、法第二十一条第三項各号に掲げるものを行うこと。

三十五 国定公園において鳥獸の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定により都道府県が実施する指定管理鳥獸捕獲等事業又は同条第七項の規定により都道府県から委託を受けた指定管理鳥獸捕獲等事業若しくは同条第五項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獸捕獲等事業又は同条第七項の規定により国の機関から委託を受けた指定

（新設）

（新設）

（新設）

管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、法第二十一条第三項各号に掲げるものを行うこと。

三十六

(略)

(海域公園地区内における許可又は届出を要しない行為)

第十三条の三 法第二十二条第八項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 第十二条第六号の三、第二十二条号の二、第二十二条号の八から第二十二条号の十一まで又は第二十九号の三十一に掲げる行為

二～二十八

(略)

(利用調整地区における認定等を要しない行為)

第十三条の五 法第二十三条第三項第七号に規定する環境省令で定める行為は、国立公園又は国定公園の利用者以外の者が行うものであつて次の各号に掲げるものとする。

一 特別地域内で行われる行為で次に掲げるもの

イ 第十二条第六号、第六号の二、第七号（港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。）、第七号の二、第八号、第十号の二、第十号の四、第十号の十五、第十四号、第十五号、第十五号の二、第十七号の七、第十七号の十一、第二十四号、第二十六号、第二十六号の二、第二十六号の二、第二十七号の二の四、第二十七号の五、第二十七号の九、第二十九号の十九、第二十九号の二十八

二十八

(略)

(海域公園地区内における許可又は届出を要しない行為)

第十三条の五 法第二十三条第三項第六号に規定する環境省令で定める行為は、国立公園又は国定公園の利用者以外の者が行うものであつて次に掲げるものとする。

一 第十二条第六号の三、第二十二条号の二又は第二十二条号の八から第二十二条号の十一までに掲げる行為

二～二十八

(略)

(利用調整地区における認定等を要しない行為)

第十三条の五 法第二十三条第三項第六号に規定する環境省令で定める行為は、国立公園又は国定公園の利用者以外の者が行うものであつて次に掲げるものとする。

一 特別地域（特別保護地区を除く。）内で行われる行為で次に掲げるもの

イ 第十二条第六号、第六号の二、第七号（港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。）、第七号の二、第八号、第十号の二、第十号の四、第十号の十五、第十四号、第十五号、第十七号、第十七号の七、第十七号の十一から第十七号の十四まで、第十七号の十六、第二十四号、第二十六号、第二十六号の二、第二十七号の二、第二十七号の五、第二十七号の九、第二十七号の十、第二

又は第二十九号の三十一から第二十九号の三十七までに掲げる行為

口 (略)

二 特別保護地区内で行われる行為で次に掲げるもの

イ 第十三条第一号（第十二条第二十六号、第二十七号の二）の四又は第二十七号の九に係る部分に限る。）、第十八号又は

第二十九号から第三十六号までに掲げる行為

口 (略)

二 特別保護地区内で行われる行為で次に掲げるもの

イ 第十三条第一号（第十二条第二十六号、第二十七号の九、第二十七号の十又は第二十七号の十の三から第二十七号の十四までに係る部分に限る。）、第二号、第二号の三から第九号まで、第十五号（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係るものに限る。）、第十六号、第十七号（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係るものに限る。）又は第十八号に掲げる行為

口 (略)

三(二十三) (略)

二十四 環境省、都道府県若しくは公園管理団体の職員又は環境省若しくは都道府県から委託を受けた者が利用調整地区の巡視又は調査を行うこと。

口 (略)

三(二十三) (略)

二十四 環境省又は都道府県の職員が利用調整地区の巡視を行うこと。

二十五 (略)

(普通地域内における届出を要しない行為)

第十五条 法第二十三条第七項第五号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 第十二条第一号から第十号の十五まで、第十九号から第二十

十七号の十の三から第二十七号の十四まで、第二十九号の十三、第二十九号の十九又は第二十九号の二十八に掲げる行為

口 (略)

二 特別保護地区内で行われる行為で次に掲げるもの

イ 第十三条第一号（第十二条第二十六号、第二十七号の九、第二十七号の十又は第二十七号の十の三から第二十七号の十四までに係る部分に限る。）、第二号、第二号の三から第九号まで、第十五号（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係るものに限る。）、第十六号、第十七号（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係るものに限る。）又は第十八号に掲げる行為

二号まで、第二十三号から第二十六号の二の二まで、第二十八号、第二十九号若しくは第二十九号の三十一から第二十九号の三十七までに掲げる行為又は第十三条の三第二号から第四号まで、第六号、第九号、第十一号、第十二号若しくは第二十七号に掲げる行為

二（略）

三 地表から一メートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が一平方メートル以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が五平方メートル以下の場合に限る。）。

四〇十四

（削る）

二（略）
（新設）

三〇十三（略）

十四 第十四条第一号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。

十五〇十七（略）

（新設）

十八 前条第一号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に付帯する行為

二号まで、第二十三号から第二十六号の二の三まで、第二十八号若しくは第二十九号に掲げる行為又は第十三条の三第一号から第四号まで、第六号、第九号、第十一号、第十二号若しくは第二十七号に掲げる行為

(国立公園における生態系維持回復事業の確認)

第十五条の四 地方公共団体が、法第三十九条第二項の確認を受けた場合は、次の各号に該当することについて、環境大臣の確認を受けるものとする。

一 (略)

二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

イヽホ (略)

ヘ イからホまでに掲げる事業に必要な調査等

第三章の二 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(国立公園又は国定公園における協議会の公表)

(新設)

第十五条の十 第九条の二の規定は、法第四十二条の二第三項又は第四十二条の三第三項において準用する法第十六条の二第四項の規定による公表について準用する。この場合において、第九条の二第一項第一号中「法第十六条の二第一項に規定する協議会をいう。第九条の四及び九条の六において同じ」とあるのは「法第四十二条の二第一項又は第四十二条の三第一項に規定する協議会をいう。第十五条の十二及び第十五条の十四において同じ」と、第九条の二第一項第二号中「利用拠点区域」とあるのは「国立公園又は国定公園の区域」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定の申請)

(国立公園における生態系維持回復事業の確認)

第十五条の四 地方公共団体が、法第三十九条第二項の確認を受けた場合は、次の各号に該当することについて、環境大臣の確認を受けるものとする。

一 (略)

二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

イヽホ (略)

ヘ 前各号に掲げる事業に必要な調査等

(新設)

第十五条の十一 法第四十二条の四第一項の規定による認定の申請

(新設)

(以下この条において「認定の申請」という。)をしようとする者は、様式第三による申請書を、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第一号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる縮尺の図面をもつて、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

一 計画区域の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地図

二 法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可を要する自然体験活動促進事業に関する第十条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

三 法第三十三条第一項の規定による届出をする自然体験活動促進事業に関する第十条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

3 環境大臣又は都道府県知事は、前項各号に掲げるもののほか、法第四十二条の四第三項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る自然体験活動促進計画が法第四十二条の四第三項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

4 認定の申請は、書面を提出する方法又は電子情報処理組織を使用する方法をもつて行うものとする。

(自然体験活動促進計画の記載事項)

第十五条の十二 自然体験活動促進事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 法第四十二条の四第二項第六号に規定する環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 自然体験活動促進計画の名称

二 自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

三 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制

四 法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該許可を要する行為に係る第十条第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる事項

五 法第三十三条第一項の規定による届出をする自然体験活動促進事業にあつては、当該届出をする行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

六 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項

七 その他参考となるべき事項

(認定を受けた自然体験活動促進計画の公表)

(新設)

第十五条の十三 法第四十二条の四第六項（法第四十二条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（自然体験活動促進計画の軽微な変更）

第十五条の十四 法第四十二条の五第一項ただし書に規定する環境省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一 自然体験活動促進事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更

二 自然体験活動促進事業の実施時期の変更

三 自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更

四 計画期間の変更

五 前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が法第四十二条の四第三項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

第四章 風景地保護協定及び公園管理団体

第十五条の十五 第十五条の十七

（略）

第十五条の十 第十五条の十二

（略）

第四章 風景地保護協定及び公園管理団体

（公園管理団体となることができる法人）

第十五条の十八 法第四十九条第一項に規定する環境省令で定める法人は、会社又は森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）に規定する森林組合とする。

（新設）

（新設）

(公園管理団体の指定基準)

第十五条の十九 法第四十九条第一項の規定による公園管理団体の指定は、次の各号に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

一 (略)

二 自然環境に関する科学的知見を有していることその他法第五十条第一項各号及び同条第二項各号に掲げる業務（同項各号に掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。）を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。

三 十分な活動実績を有していることその他法第五十条第一項各号及び同条第二項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

四 法第五十条第一項各号及び同条第二項各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

五 会社又は森林組合にあつては、国立公園若しくは国定公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他 の維持管理に係る実績を有していること。

(証明書の様式)

(公園管理団体の指定基準)

第十五条の十三 法第四十九条第一項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

一 (略)

二 自然環境に関する科学的知見を有していることその他法第五十条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。

三 十分な活動実績を有していることその他法第五十条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

四 嘉利を目的としないことその他法第五十条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(新設)

第五章 雜則

(証明書の様式)

第十六条 法第十七条第三項、第三十条第二項、第三十五条第三項
、第三十七条第三項、第四十二条の七第二項又は第六十二条第四項の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第四による。

（権限の委任）
第十六条 法第十七条第二項、第三十条第二項、第三十五条第三項
、第三十七条第三項又は第六十二条第四項の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第一、様式第二、様式第三、様式第四又は様式第五による。

（権限の委任）
第二十条 法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、第八号、第十五号、第十八号、第十九号、第二十一号（法第四十条第四号に規定する権限に限る。）、第二十二号及び第二十五号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第十条第二項から第四項まで及び第十項に規定する権限（工事の施行を要しないものに限る。）

二 法第十条第六項、第七項、第九項及び第十項に規定する権限

（削る）

（削る）

（削る）

（権限の委任）
第二十条 法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、第五号、第十二号、第十五号、第十六号、第十八号（法第四十条第四号に規定する権限に限る。）及び第十九号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

（新設）

一 法第十条第六項、第九項及び第十項に規定する権限（次に掲げる行為に係るものに限る。）

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更

ロ 特別地域（特別保護地区を除く。）において執行される公園事業に係る施設の位置、規模又は構造の変更

ハ 特別保護地区又は海域公園地区において執行される公園事業に係る施設の構造の変更（施設の位置の変更又は規模の拡大を伴うものを除く。）

ニ 特別保護地区又は海域公園地区において執行される公園事

業に係る施設の位置、規模又は構造の変更であつて、変更後の施設の水平投影面積が千平方メートル以下のもの（ハに掲げるものを除く。）

（削る）
（削る）

（削る）

（削る）

三 法第十二条第一項から第三項までに規定する権限

四・五（略）

六 法第十六条の三第五項に規定する権限（同条第四項の認定の

条件の変更に係るものに限る。）

七 法第十六条の四に規定する権限

八 法第十七条第一項及び第二項に規定する権限

九 法第二十条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）及び第六項から第八項までに規定する権限

イ 法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1) その高さ（増築にあつては、増築部分に係る最高部と最低部の高さの差をいう。以下この号、次号イ(1)において同じ。）又は水平投影面積（増築にあつては、増築部分の水平投影面積をいう。以下この号、次号イ(1)及び第十一号イ(1)において同じ。）が、第十三条第三十七項の規定により

ホ 公園施設の管理又は経営の方法の変更

ヘ 令第一条第一号から第九号までに掲げる公園施設の供用開始の予定年月日の変更

ト 工事の施行の予定期間の変更

二 法第十二条第一項及び第二項に規定する権限

三・四（略）

（新設）

（新設）

五 法第十七条第一項に規定する権限

六 法第二十条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）及び第六項から第八項までに規定する権限

イ 法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1) その高さ（増築にあつては、増築部分に係る最高部と最低部の高さの差をいう。以下この号、次号イ(1)において同じ。）又は水平投影面積（増築にあつては、増築部分の水平投影面積をいう。以下この号、次号イ(1)及び第八号イ(1)において同じ。）が、第十三条第三十六項の規定により

環境大臣が定めた基準に適合した工作物の新築又は増築

(2) (9) (略)

口
(略)

ハ 法第二十条第三項第四号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1) ボーリング機械を用いて行う土石の採取（地熱開発に係るものの中のうち、坑口又は掘削口が特別地域に設けられるものを除く。）

(2) (4) (略)

ニシト
(略)

チ 法第二十条第三項第十一号から第十八号までに掲げる行為
十 法第二十一条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）

、第六項及び第七項に規定する権限

イ 法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1) (略)

(2) 国の機関又は地方公共団体が行う災害復旧又は防災のために必要な工作物（防潮堤を除く。）であつて、その高さが二十五メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が四千平方メートル以下であるものの新築又は増築（(3)に掲げるもの及び二(2)に掲げる行為を伴うものを除く。）

(3) (5) (略)

環境大臣が定めた基準に適合した工作物の新築又は増築

(2) (9) (略)

口
(略)

ハ 法第二十条第三項第四号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1) ボーリング機械を用いて行う土石の採取（地熱開発として行うものを除く。）

(2) (4) (略)

ニシト
(略)

チ 法第二十条第三項第十一号から第十七号までに掲げる行為
七 法第二十一条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）

、第六項及び第七項に規定する権限

イ 法第二十条第三項第一号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1) (略)

(2) 国の機関又は地方公共団体が行う災害復旧又は防災のために必要な工作物（防潮堤を除く。）であつて、その高さが二十五メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が四千平方メートル以下であるものの新築又は増築（(3)に掲げるもの及び二(2)に掲げる行為を伴うものを除く。）

(3) (5) (略)

口々ニ (略)

ホ 法第二十条第三項第六号、第七号、第十号（土地の形状を変更する面積が二千五百平方メートル以下のものに限る。）

、第十五号及び第十六号並びに法第二十一条第三項第二号から第十一号までに掲げる行為

ヘ (略)

十一 法第二十二条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）、第六項及び第七項に規定する権限

イ (略)

ロ 法第二十条第三項第四号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1) 挖採又は採取する量が一立方メートル以下の鉱物の掘採又は土石の採取

ハ (略)

十二 法第二十三条第三項第八号に規定する権限

十三 (二十二) (略)

二十三 法第四十二条の四第五項に規定する権限（同条第三項の認定の条件の変更に係るものに限る。）

二十四 法第四十二条の五に規定する権限

二十五 法第四十二条の七第一項の権限

口々ニ (略)

ホ 法第二十条第三項第六号、第七号、第十号（土地の形状を変更する面積が二千五百平方メートル以下のものに限る。）

、第十五号、第二十一条第三項第二号から第十号までに掲げる行為

ヘ (略)

八 法第二十二条第三項（次に掲げる行為に係る部分に限る。）、第六項及び第七項に規定する権限

イ (略)

ロ 法第二十条第三項第四号に掲げる行為（次のいずれかに該当するものに限る。）

(1) 試験研究又は学術研究を目的とし、かつ、掘採又は採取する量が一立方メートル以下の鉱物の掘採又は土石の採取（ボーリング機械を用いて行うものを除く。）

ハ (略)

九 法第二十三条第三項第七号に規定する権限

十 (十九) (略)

(新設)

(新設)

二十六・二十七 (略)

二十八 法第六十八条第一項（第九号イからチまで、第十号イからヘまで及び第十一号イからハまでに掲げる行為に係る協議に關する部分に限る。）、第三項及び第四項に規定する権限

二十九 (略)

三十 第十二条第二十七条号の二の四、第二十七条号の九、第二十九号の三十一又は第三十号に規定する権限

三十一 第十三条第一号（第十二条第二十七条号の二の四、第二十七号の九、第二十九号の三十一に係る部分に限る。）に規定する権限

三十二 (略)

三十三 第十五条第一号（第十二条第二十九号の三十一に係る部分に限る。）又は第十六条号に規定する権限

1 附 則
(略)

(削る)

(地種区分未定の特別地域内における行為の許可基準)

2| 第九条の十二の規定による特別地域の区分が行われていない特別地域内において行われる行為（次項に規定する行為を除く。）については、当該行為が第二種特別地域内において行われるものと

二十・二十一 (略)

二十二 法第六十八条第一項（第六号イからチまで、第七号イからヘまで及び第八号イからハまでに掲げる行為に係る協議に關する部分に限る。）、第三項及び第四項に規定する権限

二十三 (略)

二十四 第十二条第三十号に規定する権限

(新設)

二十五 (略)

二十六 第十五条第十六号に規定する権限

1 附 則
(略)

(国立公園法施行規則の廃止)

2| 国立公園法施行規則（昭和六年内務省令第二十五号）は、廃止する。

(地種区分未定の特別地域内における行為の許可基準)

3| 第九条の二の規定による特別地域の区分が行われていない特別地域内において行われる行為（次項に規定する行為を除く。）については、当該行為が第二種特別地域内において行われるものと

とみなして、第十一條第一項から第二十六項まで及び第三十五項の規定を適用する。

(地種区分未定の特別地域内における森林施業の許可基準)

3| 第九條の十二の規定による特別地域の区分が行われていない特別地域内の民有林において森林施業として行われる法第二十条第三項第二号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、第十一條第十五項及び第三十五項の規定にかかわらず、森林法第五条第一項の地域森林計画に定める伐採に関する要件に適合するものであることとする。

4| 令附則第三項の規定による報告は、事務の処理後速やかに、次の各号に掲げる事務の種類ごとに、当該各号に定める事項を記載した書類を提出して行うものとする。

一 令附則第二項第一号及び第二号に掲げる事務並びに同項第三号に掲げる事務のうち届出の受理に関するもの
イ～ヘ (略)

二 令附則第二項第三号に掲げる事務（前号に規定するものを除く。）及び同項第四号に掲げる事務
イ～ホ (略)

三 令附則第二項第五号に掲げる事務

イ～ニ (略)

5| 令附則第二項第五号に規定する立入検査及び立入調査に係る法第三十五条第三項の規定により当該職員の携帯する証明書は、様

みなして、第十一條第一項から第二十六項まで及び第三十四項の規定を適用する。

(地種区分未定の特別地域内における森林施業の許可基準)

4| 第九條の二の規定による特別地域の区分が行われていない特別地域内の民有林において森林施業として行われる法第二十条第三項第二号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、第十一條第十五項及び第三十四項の規定にかかわらず、森林法第五条第一項の地域森林計画に定める伐採に関する要件に適合するものであることとする。

5| 令附則第四項の規定による報告は、事務の処理後速やかに、次の各号に掲げる事務の種類ごとに、当該各号に定める事項を記載した書類を提出して行うものとする。

一 令附則第三項第一号及び第二号に掲げる事務並びに同項第三号に掲げる事務のうち届出の受理に関するもの
イ～ヘ (略)

二 令附則第三項第三号に掲げる事務（前号に規定するものを除く。）及び同項第四号に掲げる事務
イ～ホ (略)

三 令附則第三項第五号に掲げる事務

イ～ニ (略)

6| 令附則第三項第五号に規定する立入検査及び立入調査に係る法第三十五条第三項の規定により当該職員の携帯する証明書は、様

式第四による。

式第六による。

様式第一（第9条の3開帳）

利用拠点整備改善計画に係る認定申請書

年 月 日

環境大臣 殿

申請者
住 所
姓 名
申
請
者
住 所
姓 名

自然公園法第16条の3第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

自然公園法(第6条)	
報告書及び行人委託	
新川十ヶ里 環境大臣は新川十ヶ里知事は、第114条からの規則を施行する者は、自然公園法第16条の3第1項の規定による立入検査等に係る報告書及び行人委託を受ける。その認定申請書類に係る報告書をめど、指定期間内に受けた、その認定申請書類に係る報告書をめど、又は同様に規定する立入検査を組み、新たな報告書として提出せねばならぬ。 第八十九条 次の場合は、この規定に該当する者。(1)自然公園法第16条の3第1項の規定による立入検査等に係る報告書が、その身分を示すか明記しない者。(2)第一項の規定による立入検査等に係る報告書をめど、又は同様に規定する立入検査を組み、新たな報告書として提出せねばならぬ。 第九十条 次の場合は、この規定に該当する者。(1)自然公園法第16条の3第1項の規定による立入検査等に係る報告書が、その身分を示すか明記しない者。(2)第一項の規定による立入検査等に係る報告書をめど、又は同様に規定する立入検査を組み、新たな報告書として提出せねばならぬ。 第九十一条 次の場合は、この規定に該当する者。(1)自然公園法第16条の3第1項の規定による立入検査等に係る報告書が、その身分を示すか明記しない者。(2)第一項の規定による立入検査等に係る報告書をめど、又は同様に規定する立入検査を組み、新たな報告書として提出せねばならぬ。	
表 紙 申 請 者 住 所 姓 名	写 真
身 分 申 明 書	年 月 日
環境大臣(新川十ヶ里知事)	

様式第二（第9条の8開帳）

利用拠点整備改善計画に係る認定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者
住 所
姓 名
申
請
者
住 所
姓 名

自然公園法第16条の3第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

自然公園法(第6条)	
報告書及び行人委託	
新川十ヶ里 環境大臣は新川十ヶ里知事は、第114条からの規則を施行する者は、自然公園法第16条の3第1項の規定による立入検査等に係る報告書及び行人委託を受ける。その認定申請書類に係る報告書をめど、指定期間内に受けた、その認定申請書類に係る報告書をめど、又は同様に規定する立入検査を組み、新たな報告書として提出せねばならぬ。 第八十九条 次の場合は、この規定に該当する者。(1)自然公園法第16条の3第1項の規定による立入検査等に係る報告書が、その身分を示すか明記しない者。(2)第一項の規定による立入検査等に係る報告書をめど、又は同様に規定する立入検査を組み、新たな報告書として提出せねばならぬ。 第九十条 次の場合は、この規定に該当する者。(1)自然公園法第16条の3第1項の規定による立入検査等に係る報告書が、その身分を示すか明記しない者。(2)第一項の規定による立入検査等に係る報告書をめど、又は同様に規定する立入検査を組み、新たな報告書として提出せねばならぬ。 第九十一条 次の場合は、この規定に該当する者。(1)自然公園法第16条の3第1項の規定による立入検査等に係る報告書が、その身分を示すか明記しない者。(2)第一項の規定による立入検査等に係る報告書をめど、又は同様に規定する立入検査を組み、新たな報告書として提出せねばならぬ。	
表 紙 申 請 者 住 所 姓 名	写 真
身 分 申 明 書	年 月 日
環境大臣(都道府県知事)	

備考 1) 用紙は、A列六種とし、墨紙を用ひ、中央の点線の所から二つ折りとする。

株式第三（第15条の11関係）

自然体験活動促進計画に係る認定申請書

年 月 日

申請者
住 氏

自然公園法第42条の4第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

（第1面）

第 号 立入検査等をする職員の持持する身分を示す証明書

所 屬 庁
職 員 名
氏 名
生年月日
年 月 日
年 月 日
立入検査等をする職員の持持する身分を示す証明書

写 真



(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる自然公園法又は自然公園法施行令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある条項により立入検査等をする職権を有するものです。

(前)

筆者 この用語は専門家とし、要筋を用い、中央の意緒の所から二つ折とする。

(削
る)

様式第六

(表)	
年 月 日交付	写 真
身 分 證 明 書	第 号
	所屬府 職 名 氏
	生年月日
	名
都道府県知事 印	

この証明書を携帯する者は、自然公園法施行令附則第三項の規定により自然公園法第三十五条に規定する立入検査等を行う職員である。

(施行期日) 附則

第一条 この省令は、自然公園法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

（行為の許可基準に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の自然公園法施行規則（第四条において「新規則」という。）第十二条の規定は、この省令の施行後にされる自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の規定による許可の申請について適用し、この省令の施行前にされたこれらの規定による許可の申請については、なお従前の例による。

（処分、申請等に関する経過措置）

第三条 この省令の施行前に環境大臣が自然公園法の規定によりした許可その他の処分又は通知その他行為（以下この条において「処分等」という。）は、相当の地方環境事務所長がした処分等とみなし、この省令の施行前に同法の規定により環境大臣に對してした申請その他の行為（以下この条において「申請等」という。）は、相当の地方環境事務所長に對してした申請等とみなす。

（様式に関する経過措置）

第四条 この省令の施行前に交付されたこの省令による改正前の自然公園法施行規則様式第一から様式第六までによる証明書は、その有効期間内においては、新規則の規定による証明書とみなす。

（湖沼水質保全特別措置法施行規則の一部改正）

第五条 湖沼水質保全特別措置法施行規則（昭和六十一年總理府令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていらないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
（湖辺環境保護地区内における届出等を要しない行為）	（湖辺環境保護地区内における届出等を要しない行為）
第十五条 法第三十条第九項第一号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。	第十五条 法第三十条第九項第一号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一〇四 (略)

五 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第六号に規定する公園事業の執行若しくは同法第二十条第九項第一号に規定する認定利用拠点整備改善事業として行う行為、同項第二号に規定する認定生態系維持回復事業等として行う行為、同項第三号に規定する認定自然体験活動促進事業として行う行為、同法第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づき同項第一号の風景地保護協定区域内で同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従つて環境省、地方公共団体若しくは同法第四十九条第一項の規定により指定された公園管理団体が行う行為又は同法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定による許可、同法第六十八条第一項の規定による協議、同法第三十三条第一項の規定による届出若しくは同法第六十八条第三項の規定による通知を要する行為

六〇二十二 (略)

五 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十条若しくは第十六条に規定する公園事業として行う行為、同法第三十九条第一項又は第四十一条第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び第三十九条第二項若しくは第四十一条第二項の確認又は第三十九条第三項若しくは第四十一条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業として行う行為、同法第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づき同項第一号の風景地保護協定区域内で同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従つて環境省、地方公共団体若しくは同法第四十九条第一項の規定により指定された公園管理団体が行う行為又は同法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定による許可、同法第六十八条第一項の規定による協議、同法第三十三条第一項の規定による届出若しくは同法第六十八条第三項の規定による通知を要する行為

六〇二十二 (略)

(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第

十五条第三項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令の一部改正)

第六条 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法

律第十五条第三項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（平成二十三年環境省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（以下「法」という。）に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自ら行うことを妨げない。	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（以下「法」という。）に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自ら行うことを妨げない。
一 法第四条第六項に規定する権限（同条第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為に該当する場合に限る。） イ 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第二号に規定する国立公園（この号において「国立公園」とい	一 法第四条第六項に規定する権限（同条第二項第三号に掲げる事項に係る行為が次に掲げる行為に該当する場合に限る。） イ 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第二号に規定する国立公園（この号において「国立公園」とい

う。）の区域内において行う行為であつて、同法第二十条第三項の許可を要するもののうち、自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第二十条第九号イからチまでに掲げる行為

ロ 国立公園の区域内において行う行為であつて、自然公園法第二十一条第三項の許可を要するもののうち、自然公園法施行規則第二十条第十号イからハまでに掲げる行為
ハ 国立公園の区域内において行う行為であつて、自然公園法第二十二条第三項の許可を要するもののうち、自然公園法施行規則第二十条第十一号イからハまでに掲げる行為

二・ホ （略）

う。）の区域内において行う行為であつて、同法第二十条第三項の許可を要するもののうち、自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第二十条第六号イからチまでに掲げる行為

ロ 国立公園の区域内において行う行為であつて、自然公園法第二十一条第三項の許可を要するもののうち、自然公園法施行規則第二十条第七号イからハまでに掲げる行為
ハ 国立公園の区域内において行う行為であつて、自然公園法第二十二条第三項の許可を要するもののうち、自然公園法施行規則第二十条第八号イからハまでに掲げる行為

二・ホ （略）

（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第二十

三条の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令の一部改正）

第七条 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第二十三条の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（平成二十六年環境省令第十

四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていらないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正	後	改 正	前
農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下「法」という。）に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下「法」という。）に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。	一 法第七条第四項及び第六項に規定する権限（同第四項第七号に掲げる行為が次に掲げる行為に該当する場合に限る。）イ 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第二号に規定する国立公園（この号において「国立公園」といいう。）の区域内において行う行為であつて、同法第二十条第三項の許可を要するもののうち、自然公園法施行規則（昭和	一 法第七条第四項及び第六項に規定する権限（同条第四項第七号に掲げる行為が次に掲げる行為に該当する場合に限る。）イ 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第二号に規定する国立公園（この号において「国立公園」といいう。）の区域内において行う行為であつて、同法第二十条第三項の許可を要するもののうち、自然公園法施行規則（昭和

三十二年厚生省令第四十一号) 第二十二条第九号イからチまで

に掲げる行為

口 (略)

二 (略)

三十二年厚生省令第四十一号) 第二十二条第六号イからチまで

に掲げる行為

口 (略)

二 (略)

(環境省関係地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律施行規則の一部改正)

第八条 環境省関係地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律施行規則(平成二十七年環境省令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていらないものは、これを新たに追加する。

改

正

後

改

正

前

(権限の委任)

第三条 法第四条第六項に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げる行為に係るものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第二号の国立公園（以下この条において「国立公園」という。）の区域内において行う行為であつて、同法第二十条第三項の許可を要するもののうち、自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第二十条第九号イからチまでに掲げる行為
- 二 国立公園の区域内において行う行為であつて、自然公園法第二十一条第三項の許可を要するもののうち、自然公園法施行規則第二十条第十号イからヘまでに掲げる行為
- 三 国立公園の区域内において行う行為であつて、自然公園法第二十二条第三項の許可を要するもののうち、自然公園法施行規則第二十条第十一号イからハまでに掲げる行為

四・五 (略)

(権限の委任)

第三条 法第四条第六項に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げる行為に係るものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第一条第二号の国立公園（以下この条において「国立公園」という。）の区域内において行う行為であつて、同法第二十条第三項の許可を要するもののうち、自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第二十条第六号イからチまでに掲げる行為
- 二 国立公園の区域内において行う行為であつて、自然公園法第二十一条第三項の許可を要するもののうち、自然公園法施行規則第二十条第七号イからヘまでに掲げる行為
- 三 国立公園の区域内において行う行為であつて、自然公園法第二十二条第三項の許可を要するもののうち、自然公園法施行規則第二十条第八号イからハまでに掲げる行為

四・五 (略)

(環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式
の特例に関する省令の一部改正)

第九条 環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
次の各号に掲げる法律の規定（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一 （略）	次の各号に掲げる法律の規定（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一 （略）
二 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十七条第一項及び第二項、第三十条第一項、第三十五条第二項（自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）附則第二項第五	二 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十七条第一項、第三十条第一項、第三十五条第二項（自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）附則第三項第五号の規定に

号の規定により適用する場合を含む。）、第三十七条第二項、

第四十二条の七第一項及び第六十二条第一項

三〇十九（略）

より適用する場合を含む。）、第三十七条第二項及び第六十二

条第一項

三〇十九（略）